

令和 3 年 度

荒尾市財政健全化  
審 査 意 見 書

荒尾市監査委員

荒 監 査 第 8 2 号  
令和 4 年 8 月 1 0 日

荒尾市長 浅田 敏彦 様

荒尾市監査委員 近 藤 克 也  
同 橋 本 誠 剛

令和 3 年度荒尾市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により、審査に付された令和 3 年度荒尾市の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を付し送付します。

令和3年度  
荒尾市財政健全化審査意見書

1 審査の基準

この審査は、荒尾市監査基準に準拠して実施しました。

2 審査の種類

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項に基づくものです。

3 審査の対象

令和3年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の評価項目

審査に付された健全化判断比率の算定の適法性及び算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性

5 審査の期間

令和4年8月5日から令和4年8月9日まで

6 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を各決算書等と照合し、評価項目について審査しました。

7 審査の結果

上記1から6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められました。

8 審査意見

健全化判断比率は、以下のとおりです。

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.99
② 連結実質赤字比率	—	—	17.99
③ 実質公債費比率	9.4	9.4	25.0
④ 将来負担比率	12.1	—	350.0

\*当年度においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも発生しないために「—」と表記しています。

- (1) ①実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の比率を示すもので、②の連結実質赤字比率とともに、1年間の資金調達を表す「直接的な資金繰指標」です。

令和3年度の実質赤字比率については、歳入総額 29,133,650 千円から歳出総額 28,410,995 千円と翌年度に繰り越すべき財源 211,970 千円を差し引いた実質収支額は 510,685 千円の黒字であるため、実質赤字比率は「－」となります。

また、実質収支額は前年度の 76,780 千円から 433,905 千円増加し、実質収支比率については 4.04%となり、前年度の 0.63%から 3.41 ポイント上昇しています。

- (2) ②連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計等に特別会計・企業会計等を加えた「全会計の実質赤字額、資金不足額の比率」です。

令和3年度の連結実質赤字比率は、実質収支額が一般会計等で 510,685 千円、特別会計では、国民健康保険 102,937 千円、介護保険（保険勘定）115,549 千円、後期高齢者医療 11,132 千円、介護保険（介護サービス勘定）0 千円、企業会計の資金剰余額が水道事業 820,342 千円、下水道事業 253,695 千円、病院事業 2,061,987 千円となっており、連結実質収支額は 3,876,327 千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は「－」となります。

前年度の連結実質収支の黒字額は 2,902,376 千円であったため、973,951 千円増加したことになりますが、これは、水道事業会計 112,107 千円、下水道事業会計 28,234 千円等が減少したものの、病院事業会計 643,932 千円、一般会計 433,905 千円等が増加したことによるものです。

- (3) ③実質公債費比率は、標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の比率であり、3か年の平均値で表し、公債費の負担から見た「間接的な資金繰指標」です。

実質公債費比率の算定方法は、分子を一般会計等の地方債の元利償還金に公営企業の地方債に充当した繰入金、一部事務組合の地方債に充当した補助金・負担金、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの等の合計額から特定額を控除した額とし、分母を標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額から特定額を控除した額として割合を求めます。

令和3年度の実質公債費比率は、令和元年度から令和3年度までの3か年平均の 9.4%で前年度と同じになっており、早期健全化基準の 25.0%と比べると良好な比率となっています。

- (4) ④将来負担比率は、標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率で、純負債に対して償還財源が用意できるかという「債務償還能力指標」です。

将来負担比率は、（将来負担額 27,752,185 千円－充当可能財源等 26,365,736 千円）÷（標準財政規模 12,635,369 千円－算入公債費等の額 1,252,345 千円）×100 で算出します。

将来負担額の内訳は、一般会計等の地方債の現在高 17,513,915 千円、債務負担行為に基づく支出予定額 83,007 千円、水道・病院・下水道事業の地方債償還に充当する公営企業債等繰入見込額 7,234,975 千円、有明広域行政事務組合の地方債償還に充当する組合負担等見込額 802,387 千円、一般会計等職員の退職手当負担見込額 2,116,913 千円、第三セクター等の負債額 988 千円、上記②の連結実質赤字額 0 千円です。

充当可能財源等の内訳は、財政調整基金等 24 基金 8,636,376 千円、市営住宅使用料等の充当可能特定歳入 641,095 千円、基準財政需要額算入見込額 17,088,265 千円です。

令和 3 年度の将来負担比率は、上記の式により 12.1% となります。前年度の△3.8% と比べると 15.9 ポイント低下しています。これは、前年度に比べて充当可能財源等が 775,768 千円増加しましたが、将来負担額も 2,578,289 千円増加したことによるものです。

将来負担額の増加は、債務負担行為に基づく支出予定額 17,960 千円、第三セクター等 341 千円が減少したものの、公営企業債等繰入見込額 1,529,501 千円、地方債の現在高 891,486 千円、退職手当負担見込額 114,159 千円、組合負担等見込額 61,444 千円が増加したことによるものです。

充当可能財源等の増加は、充当可能特定歳入 98,044 千円が減少しましたが、基準財政需要額算入見込額 808,384 千円、充当可能基金 65,428 千円が増加したことによるものです。

以上のように、令和 3 年度においても健全化判断比率は、黒字のため発生していない、あるいは早期健全化基準を下回る比率となっています。今後とも健全な財政基盤の確立を進めていかれることを望みます。

令和3年度

荒尾市公営企業会計の  
経営健全化審査意見書

荒尾市監査委員

荒 監 査 第 8 3 号  
令和 4 年 8 月 1 0 日

荒尾市長 浅田 敏彦 様

荒尾市監査委員 近 藤 克 也  
同 橋 本 誠 剛

令和 3 年度荒尾市公営企業会計の経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度荒尾市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を付し送付します。

令和3年度  
荒尾市経営健全化審査意見書

1 審査の基準

この審査は、荒尾市監査基準に準拠して実施しました。

2 審査の種類

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に基づくものです。

3 審査の対象

令和3年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の評価項目

審査に付された資金不足比率の算定の適法性及び算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性

5 審査の期間

令和4年8月5日から令和4年8月9日まで

6 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を各決算書等と照合し、評価項目について審査しました。

7 審査の結果

上記1から6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められました。

8 審査意見

資金不足比率は、以下のとおりです。 (単位：%)

会計名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和3年度	令和2年度	
① 水道事業会計	—	—	20.0
② 下水道事業会計	—	—	
③ 病院事業会計	—	—	

\*資金不足比率は、いずれも発生しないために「—」と表記しています。



- (1) ①水道事業会計においては、流動資産が1,206,516千円、流動負債は651,908千円であり、前年度に比べると流動資産が11,343千円減少し、流動負債は104,949千円増加しています。

これは、流動資産では現金預金が3,321千円増加したものの、未収金14,203千円等が減少したためです。また、流動負債では未払金99,321千円、企業債4,185千円等が増加したためです。

当年度の資金不足を国の示す基準から見ますと、流動資産1,206,516千円－（流動負債651,908千円－控除企業債等265,734千円）となり、資金剰余額が820,342千円になります。よって、令和3年度も資金不足はありません。

以上のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。

- (2) ②下水道事業会計においては、流動資産が485,532千円、流動負債は746,866千円であり、前年度に比べると流動資産が51,876千円、流動負債は63,167千円ともに増加しています。

これは、流動資産では現金預金61,230千円等が減少したものの、未収金113,747千円が増加し、流動負債では企業債16,943千円等が減少したものの、未払金79,189千円等が増加したためです。

当年度の資金不足を国の示す基準から見ますと、流動資産485,532千円－（流動負債746,866千円－控除企業債等515,029千円）で、資金剰余額が253,695千円になります。よって、令和3年度も資金不足はありません。

以上のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。

- (3) ③病院事業会計においては、流動資産が3,688,681千円、流動負債は1,879,076千円であり、前年度に比べると流動資産が1,025,969千円、流動負債は390,963千円ともに増加しています。

これは、流動資産で現金預金841,019千円、未収金153,693千円等が増加したためです。流動負債では引当金6,673千円等が減少したものの、未払金389,306千円、企業債8,926千円が増加したためです。

当年度の資金不足を国の示す基準から見ますと、流動資産3,688,681千円－（流動負債1,879,076千円－控除企業債等252,382千円）で、資金剰余額が2,061,987千円になります。よって、令和3年度も資金不足はありません。

以上のように資金不足は生じておらず、健全な範囲で推移していると認められます。